

熊本都市圏総合交通計画協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 熊本都市圏総合交通体系調査を効果的かつ円滑に推進するため、熊本都市圏総合交通計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 熊本都市圏総合交通体系調査（以下「総合交通調査」という。）とは、熊本都市圏における交通実態調査（パーソントリップ調査等）並びにそれに基づく総合都市交通計画（都市交通マスタープラン）の策定をいう。

(組織)

第3条 協議会に会長、副会長及び委員を置く。

- (1) 会長及び副会長は学識経験者をもってあてる。
 - (2) 会長は委員の互選によってこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
 - (3) 会長は協議会を総括し、協議会を招集する。
 - (4) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
 - (5) 委員は別表の学識経験者及び関係機関の職員をもって組織する。但し、必要に応じて学識経験者及び調査に関係する機関の職員を加えることができる。
- 2 協議会には、意見を聴くための顧問を置くことができる。

(幹事会等)

第4条 協議会に総合交通調査の基本方針に基づく調査・企画等の事務を行うための幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長及び幹事を置く。
 - (1) 幹事長は学識経験者をもってあてる。
 - (2) 幹事長は幹事のうちから、会長が指名する。
 - (3) 幹事長は幹事会を総括し、幹事会を招集する。
 - (4) 幹事は別表の学識経験者及び関係機関の職員をもって組織する。但し、必要に応じて学識経験者及び調査に関係する機関の職員を加えることができる。
- 3 幹事会が必要と認める場合、補佐するための検討部会を置くことができる。

(任期)

第5条 委員及び幹事の任期は、総合都市交通計画（都市交通マスタープラン）策定までとする。ただし補欠の委員及び幹事の任期は前任者の残任期間とする。

(所掌事務)

第6条 協議会は次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合交通調査の基本方針に関すること。
 - (2) 幹事会に対し必要な指示を与え、又は報告を求めること。
 - (3) その他総合交通調査に関する重要事項に関すること。
- 2 幹事会は、協議会の決定した総合交通調査の基本方針に基づく調査・企画等に関する事務を所掌する。

(事務局等)

第7条 協議会の事務局を熊本県土木部道路都市局都市計画課に置く。

(雑 則)

第8条 この要項に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は協議会が定める。

附 則

この要項は、平成24年1月30日から施行する。

この要項は、平成27年3月9日から施行する。